

高松市シティプロモーション動画広告業務仕様書

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課

本仕様書は、高松市（以下「本市」という。）が行う、「高松市シティプロモーション動画広告業務」（以下「本業務」という。）に適用する。

1 業務の目的

令和6年度に制作した高松市シティプロモーション動画「高松からうどんが消えた」を効果的にPRすることによって、本市の知名度、認知度の向上及びシビックプライドの醸成を目的とする。

2 業務期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

3 業務内容

（1）動画の広告

- ①インフルエンサーによる情報発信を必須事項としながら、主に県外の10代から40代の層をターゲットに、高松市シティプロモーション動画「高松からうどんが消えた」を効果的にPRする手法を提案・実施すること。
- ②ターゲット層に影響のあるインフルエンサーを複数起用すること。
- ③広告には、高松市シティプロモーション動画「高松からうどんが消えた」の本編（7分）又はショート編（30秒）を使用することも可能とする。動画データについては、本市より提供する。また、本編及びショート編の切り抜きも可能とするが、広告掲載の前に本市の確認を必須とする。
- ④景品表示法等の関係法令を遵守し、広告・PRである旨を明確に表示し、ステルスマーケティングと誤解される手法を用いないこと。
- ⑤広告動画については、参加するインフルエンサーのアカウントで発信することを必須とする。
- ⑥利用媒体についてはYouTubeやTikTok、Instagram等を想定しているが、最適と考えられる媒体（複数の媒体の組み合わせも可）を選定の上、その媒体選定の理由も明確にすること。
- ⑦提案する各媒体については、それぞれ視聴回数等の目標値を設定すること。

（2）報告書の作成

動画の広告終了後、実施媒体、再生回数、視聴者属性及び完成した広告動画の公開URL等、業務の実施内容をまとめた「業務実施報告書」を作成し、紙媒体及び電子データで提出すること。

4 成果物の納品

(1) 成果物

下記の成果物を納品すること。

ア 業務実施報告書 紙媒体及び電子データ

(2) 提出期限

令和8年3月31日

(3) 提出先

〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号

高松市政策局広聴広報・シティプロモーション課（担当：徳田）

5 実施体制

本業務を円滑かつ確実に遂行できる体制を整備すること。本業務に類似する業務経験を有する者を適正に配置すること。

6 留意事項

(1) 本業務により得られた成果は本市に帰属するものとする。

(2) 本業務により得られたデータ等、全てについて、本業務の目的以外に使用、流用等をしてはならない。

(3) 本仕様書により制作された成果品の全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む。）は、全て市に帰属するものとする。

(4) 成果品については、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。なお、第三者が有する知的財産権の侵害の申立てを受けたときには、受注者の責任（解決に要する一切の費用負担を含む。）において解決すること。

(5) 本業務により完成した広告動画は、映像・画像・音楽等の著作権や肖像権等の処理を済ませた上で、公開すること。権利関係の処理に関する紛争が生じた場合は、受注者の責任において解決すること。

(6) 業務完了後に、受注者の責に帰すべき事由により本市又は第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその賠償責任を負うものとする。

(7) 業務完了後に、完成した広告動画に不良箇所があった場合は、速やかに訂正、補足等を行うものとし、これらに係る経費は受注者の負担とする。

(8) 本市は、事業の趣旨に逸脱する行為が認められた場合は、契約の解除等をなすことができるものとする。

7 その他

- (1) 受注者は、業務責任者をもって秩序正しい業務を行わせること。また、本契約の履行にあたっては、発注者と受注者の連絡を密にして作業を進め、疑義が生じた場合は、発注者、受注者双方が協議してこれを処理すること。
- (2) 受注者は、本業務の遂行に当たっては、十分な注意を払うこと。また、明らかなる瑕疵により発注者に損害を与えた場合は、その損害額を補償すること。
- (3) 受注者は、労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）その他関係法令を遵守するとともに、個人情報の取扱いを適正に行い、危機管理意識に基づく健全かつ安全な業務執行を図ること。
- (4) 労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、以下のとおりとする。
- ア 所定労働時間については、労働基準法に基づき、業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間（特別措置の適用を受ける事業にあっては、週44時間）を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜（午後10時から翌日の午前5時まで）に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- イ 雇入れの日から起算して6月間継続勤務し、全労働日の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイム労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- ウ 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の条件を明示した書面交付すること。
- エ 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- オ 女性活躍推進法第4条による事業主の責務を十分に理解し、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めること。
- カ 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受ける労働者に対して、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- キ アからカまでに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法、その他の関係法規を遵守すること。
- (5) 本業務の実施に伴い必要となる費用は、原則として、受注者の負担とする。
- (6) 受注者は、本業務の履行に当たり、関連する法令等を遵守すること。
- (7) 受注者は、本業務の全部を一括して、又は主たる部分を第三者に委任し、若しくは請け負わせる

ことはできない。なお、「主たる部分」とは、「3 業務内容」に掲げるものとする。

- (8) 受注者は、本業務実施において事故等が発生したときは、その原因・経過及び被害の内容を、速やかに発注者に報告すること。また、受注者は当該事故について一切の責任を負い、損害賠償等の請求があった場合は、一切を受注者の責任において処理するものとする。
- (9) 受注者は、本業務の実施に当たり知り得た個人及び企業等に関する情報等について、必ず、第三者に漏らさないよう注意を払うこと。
- (10) 受注者は、本業務の遂行に必要な資料等の貸与を本市に申し出ることができるが、本業務完了後、貸与された資料は、速やかに本市へ返却すること。
- (11) 売買、貸借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中にいて、法令等に違反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度により通報することができるものとする（同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出（原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。）
*メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com
書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会）。
※ 市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則（いずれも総務局コンプライアンス推進課所管）は、契約監理課ホームページに掲載しています。
- (12) 平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しているので、留意すること。

高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止する場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
 - ア 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等の入札の公正を害すべき行為
 - イ 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
 - ウ 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
 - エ 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
 - オ 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為

力 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反

ヰ 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与